

## 【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第7回）

1. 日 時 令和4年4月20日（水）16:00～18:00
2. 場 所 文化庁第二会議室
3. 出席者 委 員 根立会長，大野会長代理（オンライン），近藤会長代理  
川野邊委員，小林委員，野川委員，山本委員（計7人）  
文化庁 塩見文化庁次長、小林文化庁審議官，奥文化財鑑査官，  
篠田文化資源活用課長，鍋島文化財第一課長，  
長尾主任文化財調査官，綿田主任文化財調査官，  
藤田主任文化財調査官，山川文化資源活用課課長補佐，  
吉田文化財調査官，生田文化財調査官（計11人）
4. 議事等

【根立会長】 これより文化審議会文化財分科会企画調査会、第7回を開催します。

まず、事務局より、配付資料と本日の進め方の説明をお願いいたします。

【山川補佐】 事務局でございます。初めに事務連絡として、人事異動について御報告いたします。4月1日付で、審議官の小林と鑑査官の奥が着任しておりますので、一言挨拶申し上げます。

【小林審議官】 すみません、榎本審議官の後任の小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【奥鑑査官】 豊城鑑査官の後任の奥でございます。よろしくお願ひいたします。

【山川補佐】 続きまして、会議形式について御説明申し上げます。前回同様プレス含む傍聴者はオンライン参加です。また、大野委員もオンライン参加となっております。

本日の資料は、議事次第、資料1から4です。また、委員のお手元にはこれまでの資料をとじたファイルを御用意しております。こちらは今後も追加していきますので、お持ち帰

りにならないようお願いいたします。資料の不足があれば事務局までお申しつけください。

続いて本日の進め方ですが、大きく2つに分かれております。1つ目は、資料2の特に御議論いただきたい論点に関して御議論いただいた後、2つ目として、資料4の中間整理たたき台案について御議論いただければと思います。

**【根立会長】** それでは、まず、特に御議論いただきたい論点について意見交換を行います。

事務局より説明願います。

**【篠田課長】** それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。特に御議論いただきたい論点として、2つ御用意させていただいております。

1つは、文化財の保存修理に必要な不可欠な原材料についての論点でございます。

この、文化財の保存修理に必要な不可欠な原材料について、長期的な安定供給に向けてどのような仕組みが考えられるかといった論点でございます。

現状といたしましては、選定保存技術の認定制度がございますけれども、選定保存技術制度におきましては、文化財の保存のために欠くことのできない材料の生産、製造等の技術・技能で保存の措置を講ずる必要のあるものについて、選定対象として保護をしております。

一方で、必ずしも生産に伝統的な技術あるいは技能が必要のない原材料も、一定数存在しております。こういったものにつきましては、産地の情報提供、あるいは管理業務の支援、後継者養成等につきまして、「ふるさと文化財の森」でありますとか、用具・原材料確保のための管理業務支援事業等を通じて支援しております。

対応策の方向性といたしまして、この文化財の保存に欠くことのできない原材料そのものの安定供給を図る仕組みが何かしら考えられないかといったところでございます。

論点の例といたしまして、現行のふるさと文化財の森では、文化財建造物の保存修理に必要な不可欠な植物性の資材の産地を、ふるさと文化財の森として指定し、管理業務の支援ですとか資材採取等の研修を実施しております。

また、用具・原材料の管理業務支援につきましては、美術工芸品などの文化財修理に必要な原材料の生産者に対して、管理業務支援や後継者養成の支援を行っているといったところでございまして、ふるさと文化財の森につきましては原材料と生産地をつなげたもの、また、管理業務支援につきましては原材料と生産者に着目して、支援、研修、普及といったところを行っております。

こういったことについて、原材料そのものの安定供給を図るような枠組みでありますとか仕組みについて、何かしら一定のものが考えられないかといったところでございまして、こういった仕組みが何かしらできますれば、一定の仕組みの下に原材料の長期的な安定供給に向けた支援が可能になるといったことですか、原材料や生産地の認知度向上、あるいは付加価値の創出にも資することになるのではないかというふうに考えられます。

論点の2つ目については、資金調達に係るものです。文化財の所有者や、地方公共団体による寄附やクラウドファンディングの活用を促進するために、どのような仕組みが考えられるかといったところです。

現状といたしましては、これまでも資料で御紹介させていただいておりますけれども、各種協議会ですとかハンドブックなどを通じまして、文化財保護に民間資金を活用している好事例について情報発信をさせていただいております。

前回、民間事業者等からヒアリングをさせていただきましたけれども、その中では、例えば公的資金が投入されている施設の場合、寄附集めの自助努力をすることによって、より予算がつくような仕組みが必要であるといった御指摘もありました。

現状のところには記載はございませんけれども、クラウドファンディングのインセンティブを図る仕組みとして、令和4年度の予算補助事業から、国指定の文化財の補助事業についてですけれども、所有者が自己負担分を寄附やクラウドファンディングで集めた場合、その集めた金額と同額を加算する仕組みを新設することとしております。

この点についての対応の方向性といたしましては、公的機関でクラウドファンディングをサポートする仕組みが考えられないかといったものになります。

前回のヒアリングでも、公的機関によるクラウドファンディングの仕組みがあればよいのではないかといったことですか、公的機関が、金額や体制が小さいプロジェクトを取りまとめて実行するような、基金化する仕組みがあればよいのではといった御意見がございました。

こういった観点、こういった意見も参考にしながら、個々の所有者の自助努力だけではなく、例えば自治体などの公的機関でクラウドファンディングをサポートする仕組みが何かしら考えられないかといった論点があろうかと思えます。

こういったことにつきましては、所有者の自己負担軽減による適切な修理周期での修理の促進が図れるといったところでありまして、自治体指定の文化財、あるいは未指定の文化財についても修理需要を創出するような効果が期待できるのではないかといったとこ

ろが考えられます。

以上2点が、今回特に御議論いただきたい論点としてお願いしたい点でございます。よろしくお願いたします。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

それぞれの論点について、20分ほどの時間を充てたいと思います。まず最初に、原材料の長期的な安定供給に向けて、どのような仕組みが考えられるのかという点ですけれども、これについては、一つとして、今までの議論で上がっていたのは、私なんかも言ったことですけれども、文化財の保存に必要な不可欠な原材料については、国が選定して支援するなど安定供給の確保、具体的には買取り等もあるのだと思いますけれども、そういった枠組みを検討してはどうかというのがあるかと思えますけれども、こういうことも含めて、何か御意見ございませんでしょうか。

山本さん。

【山本委員】 根立先生のお話にもあった、買上げや備蓄にもつながる事ですが、平成30年から文化庁さんが進めていらっしゃる原材料調査に何度か御同行して思ったことは、仕組みとしての買上げ・備蓄、そこで得た情報の集約、その情報の中から各生産者はばらばらでもマッチングさせていくような形仕組みが必要。それから、トロロアオイの例で分かったこととして、地元がその生産物が文化財にとっても大事なものだということを知らなかった。知った途端に支援も進むこともあります。地元による支援は大切です。

ただ、支援したくても資金がない、ノウハウがない地元もありますから、国から支援するための支援を地元にしていただくという仕組みが、現状で把握していらっしゃる内容の中でもできればいいんじゃないかと思えます。

【根立会長】 これについて、何か事務局のほうから対応策みたいな検討をされていることはあるのでしょうか。

【篠田課長】 これまで、ふるさと文化財の森とか管理業務支援等を行っておりますので、一定の調査が進んだものについては、生産地でありますとか生産者の方の同意を得て、必要な支援をさせていただいているという状況がございます。

これらで十分手が足りているのか、それとももう少し対象を広げるべきなのか、あるいはもうちょっと対象を広くオープンにして、それについて国民的な理解が得られるような形で支援の拡大を図っていくのかといったところについては、今後の検討課題はあろうかと思っておりますけれども、現状といたしましては、文化財建造物の資材についてはふる

さと文化財の森の中で生産管理の支援をさせていただいておりますし、また、用具・原材料についても調査を進めながら、必要なものについて、生産者とのコミュニケーションを図りながら管理等業務支援を行っているといったところがございますので、これらの取組の中でさらに発展していく必要があるのであれば、こういった観点でそれを進めていくのかについて、また御知見等をいただければ幸いです。

【山本委員】 既に進めていただいていることもありますが、センター構想というお話もさきから出ておりますので、その組織の中に情報の管理、ネットワークによる共有化や発信もするような仕組み。発信は単純な広報ではなくて、それぞれの小さな生産者の立場や関係も考慮できる事務局の様なものと良いと思います。私は美工が専門なので、美工に関してですが、同じ原材料をつくっていても直接文化財修理と関わるものと、文化財修理とは関わっていない場合もあります。支援の形としては、国が直接手を差し伸べるのと、地域や自治体が支援するという連携があると思います。文化財修理、文化財保護に関して必須のものを見極めていただいて、それぞれに対する支援を良い形で分けていただけるような仕組みと、そういうことができる事務局を含めたセンターが将来できれば良いのではと考えます。

【根立会長】 ほかにいかがですか。

今の話を伺っていると、対象となる原材料のリストというか、そういうものの作成というものはある程度進んでいるわけですね。

【篠田課長】 リストというのは、前回までの資料でも、非常に不足等で懸念されるものについては、資料でお示ししているとおりでございます。そういったところで、そのものが一つは想定されるかなと思います。

ただ、その中で建造物、それから美術工芸品、それから芸能で使われる楽器等で共通するような資材というの、例えばあるかと思えます。例えば木材の桐ですと、建造物でも使われますし、また美術工芸品にも使用する箱にも使われますし、お琴の材料にもなるということで、同じ資材であっても使われ方が違うというものがあって、それをひとくくりに、例えば桐が必要ですよといったところを出すときに、こういったアプローチが考えられるかというのは、それぞれの文化財の用途によって変わってくる場面もあろうかと思えますので、そういった観点からも、専門的な御知見も含めて、こういった支援でありますとか、確保のための方策が必要なのかについて、御議論いただければありがたいです。

【根立会長】 美術工芸に関しては、川野邊さん、いろいろ調査されたことがあるかと

思うんですけど、いかがですか。

【川野邊委員】　いかがですか……。リストを作っていたいただいているんですけども、やっぱりもうちょっと細かい、実態に応じた、どういうものが本当にどのくらいの量を必要で、そのために何が必要かというところまでやらないと、なかなか実効性が出ないかなと思っています。

それと、今おっしゃってくださったように、木工と建造物と工芸というところにまたがる材料でも、桐一つとっても、やっぱり必要とする物性が全然違うので、それを例えばふるさとの森で何年かけて育てていくのかとか、特に木工品を入れる桐箱なんかは、今ちょっとかわいそうな桐材を使っていますけど、本当だったら、もっといい海外産の桐を使ってしまうほうがいいような気はするんですけども。緊急避難的にですね。ちゃんとした桐が育つようになればそれが一番いいと思いますけども。

あと建造物で、漆でうまくいっていますけども、それを和紙でやろうとすると、やっぱり本当の和紙を使ってもらおうようにするのにどういう問題点があるかという、漆のときもそうですけど、業者さんが「これは日本の漆です」と持ってきたのが、必ずしも日本の漆ではないということはよくあって。

それが、海外支援なんかに行っていると、海外で「和紙を使っているんです」と言われて、現場を見ると韓国の紙で、その紙を売っているのが日本の業者という、なかなか救えない条件にたくさん会うんですけども、やっぱり本物の和紙を持って行って使ってもらいと、「違いますよね」と向こうの修理技術者の人は喜んでくれて、「どうやったら手に入るんですか」と言われて、毎回持っていくわけにもいかないの。

その時、文化庁に、本当の和紙ですという印を文化庁でつけてくれませんかと言ったら怒られて。でも、やっぱり日本産の和紙を本当の和紙なんですと証明する主体って、経産省ではなくて文化庁なんじゃないかと思うので、和紙に限らず漆もそうですけども、日本のもの、本当に伝統的な手法でつくった日本の材料ですというのを証明するような、そういう制度ができると、生産者も気持ちよくつくれるし、使うほうも、この印がついているものを使えばいいんだというのが分かるので、とてもいいんじゃないかなというふうにちょっと思っています。

なので、建造物分野で本物の和紙を使ってもらおうと、あつという間に状況は改善するというか、供給が追いつかないと思うんですけども、ただ、建造物側のほうで、実際に僕も和紙を使いたいのに使わなかった例もたくさんあるのですが、やっぱり建造物って建って

て何ぼのものなので、その管理に人が割けない案件では、和紙のような脆弱な材料を使えなくて、やっぱり強化したものとかそういうものも使わなきゃいけないので、その辺はやっぱり、現場でのそれぞれの判断になるかなと。努力目標としては本当の和紙を使ってください、でも、やむを得ない場合にはこういう範囲で使うしかないですよねというのは、事前に建造物課との理解があったほうがいいかなというふうに思います。

そんなところですよ。

【根立会長】 今回の建造物の話は、かなり関わる話も出てきましたけど、これ、大野さん、いかがですか。

【大野代理】 ありがとうございます。前回もお話ししましたように、川崎の民家園で修理をするときには、五箇山の建物は五箇山の和紙を使ってみようかということなどもありましたので、基本的には補助事業の中で、本物の、障子紙等は和紙を使ってみるとか、ふすま紙に関してもそういうことはあり得ると思います。先ほど川野邊先生がおっしゃったように、ふだんメンテナンスしにくいところの高窓のように、紙の取り替えにくいようなところは樹脂製のものを使うとかいうことはあるにしても、やはりその辺はめり張りをつけて誘導していくということはあると思います。

もう1点、重要文化財の個人所有者の方々は全国に200件ぐらいおられて、その多くが「重文民家の集い」というNPO法人を作って相互に連携を図っています。そういう方々は、自宅を公開したり、文化遺産として護っていったりするために、どうやったら地域とつながっていくのかということなども真剣に考えておられます。

そうした場合に、やはりあまり人のいらっしやらないところもあるので、積極的にそういう民家の公開等を支援していく中で、「日本の技フェア」のミニ版みたいな形で、地域を守る、文化遺産というものを守るために、様々な技術や素材があって、そういったもので日本の文化遺産が守られているという、トータルに文化遺産の保存の課題と今後の方策などを公開に合わせて紹介していくことも有効だとおもいます。

あるいは、古民家の中には様々な文化遺産とか、所有者の持っておられる所蔵品なんかもあるので、そういったものを修理していく中で、本当の技とか技術を伝承していくなんていう形で支援をしていくという形になってくると、単なる建造物の修理だけではなくて、その家周辺の文化遺産そのものを積極的に本来の姿で残していく、そういうきっかけにもなると思います。ぜひ、そういう重要文化財民家等の公開に併せて、技、素材といったものをトータルに考えていくという機会などをつくっていくということが重要なと思いま

す。

【根立会長】 どうもありがとうございます。

【川野邊委員】 すみません、和紙のところで言い忘れたんですけども、文化庁がやってほしいと私が言ったのは、経産省が伝統的な和紙だと言っているものは、我々から考えると純粋な意味で和紙ではないものもたくさん含まれていて、それをどう考えるか。

それも和紙で、日本の伝統でいいんじゃないのという考え方もあると思うんですが、やっぱりちゃんと日本のコウゾを使って、ちゃんとしたネリを使って、ちゃんと簀ですいてというのが日本の和紙なんだよというふうにするのだとすると、いわゆる建造物で現場の和紙を使っているんですと言われて見に行くと、僕たちの言う意味での和紙が使われていないということは多々あるので。

別に、そういうふうには和紙でまちおこしようという人をけなしているわけじゃなくて、本当の日本の伝統和紙はこうやってつくるんですというのを勉強するような、そういう機会も文化庁が供給できたら。センターなんかそういう広報活動をできればいいと思うんですけども、そういうことがあるといいなというふうに思っているんです。

実際、労力もかかるし材料も高いから、日本のコウゾからつくった紙ってすごい高いですから、所有者さんが使おうとしたときに、物性が悪くて数年おきに取り替えなきゃいけないくて、それでこれ使えと言うんですかということになると思うので、そののところは何か、ふだん一般的な建造物修理で使っている紙と同じぐらいの値段の、その金額差を埋めるような制度があると使ってもらいやすいかなというふうに思います。

【根立会長】 いろいろ論が出てきましたけれども、これまで触れられてこられなかった分野として、芸能のほうの問題もあるのだと思いますけれども、この辺り、野川さん、いかがですか。

【野川委員】 先ほど、ふるさと文化財の森を踏まえた支援という話があったり、桐の話も出たりしましたけれども、芸能の場合、会津桐が箏に一番最高であると言われながら、放射能の問題などがあって、箏を製作するための太さや質の木を育てることが難しくなっているんです。

ですから、生産と言えるのかは分かりませんが、環境を守っていく支援が必要です。

会津桐だけではなくて、ほかの地域の桐も使っている状況があるかと思うので、それも含めてどう支援ができるかが課題になると思います。

現状は、海外の安価な桐を使って、海外で箏をつくるのがすごく多くなってきていま

す。一般の人が使っている箒のほとんどは中国産と言ってもいいような状況にあります。

それからもう1つ、箒のリードにも問題があります。箒のリードは、淀川の河川敷に生えているアシが一番いいということで、平安時代からずっと使ってきたわけですが、今それが絶滅に近い状況になっています。環境を復活させるために、蔓延しているツル性の植物をボランティアの人たちの手作業で除くとか、寄附を集めるとか、そういう形で守っていくしかない現状にあります。

ですから、何かを育てるという視点とともに、環境を守るための支援も必要だと思います。

**【根立会長】** 今いろいろ、一つの支援策みたいな、幾つかの支援策の案が出ました。それをまた、検討していただく必要があると思うんですけども、私自身は、さっきの繰返し話にもなるんですけども、本当に危ないというか、危険なものをリスト化して、そこにはやっぱりかなり手厚い、それこそ買上げみたいなことを含めて支援していくということは必要なんだと思うんです。

もう1つは、それ以外のものについては、いろんな従来あまり注目されてこなかった他領域との分野での使用というようなことを広げていくという、そういうような幾つかの段階を踏まないといけないような気がしますけれども。

そういう意味では、やっぱり最初に、先ほど川野邊さんからも意見がありましたけれども、詳細なリスト化みたいなことがまず必要なのかなという気がしました。

小林さん、何かございますか。

**【小林委員】** 今のお話、いろいろ伺っていて一つ質問です。

例えば和紙とか、例えば会津桐がほかよりとりわけ優れているということを証明できるんでしょうかというのが1つの質問です。

つまり、日本の原材料の質の高さが証明できて、その上で、日本でつくっていくのが今危機的な状況であるということを明確にする、例えば、それが今危機的だということを何かラベリングすることを通じて、何か支援する仕組みというのを考えることはできないかと思いました。

そのためには、日本でつくっているものが、こういうことに使うときにこういう点で非常に優れているということを、何らかの形で説明する必要があるような気がしています。

以上です。

**【根立会長】** これはどなたにいったらいいか。確かに、従来もどこどこ産のものが最

高だという話は確かによくされるんですけども、これを具体的に証明するというのはなかなか難しいような気がしますけど。

【藤田調査官】 よろしいですか。和紙については、優れている点とといいますか、中国とか韓国でも和紙に近いようなものはもちろんつくっていますし、それは現地を見てきたことも結構あるんですけども、そもそもどちらが優れていたかと言われると、用途によっても違いますし、別に中国の紙とか韓国の紙が日本よりすごく劣っていたということはないと思うんですけども、現在の生産方法について、日本ではまだ僅かですが伝統的な方法で、材料もちゃんとした加工をして、ネリ材なんかもトロロアオイなどを使ってつくっている方も若干いらっしゃる。そういう方たちが今、危機的な状況にあるということなんですけど、中国・韓国で今まで見てきまして、そういったところでやっぱりどこか変わってしまって、手を抜いたりとか、化学的なものを使ってしまっているというのが、ほぼ全てそうだったということです。

まだ見つけられていないのかもしれないですけども、向こうの紙の研究をしている方なんか聞いても、そういった伝統的なものがここに行けば見れるという話はまずないわけですよ。

ですから、行っても機械も使っていますし、機械がすごくさびていて、紙の中に鉄粉が混入している可能性が非常に高いといった、かなり、素人がちょっと現場を見るだけで、これはとても文化財には使えないなというような生産状況から見て、現在安心して使えるのは、生産の現場も分かっている、まだそういった方法を残している日本の紙であるということと言えると思います。

以上です。

【根立会長】 いずれにしても、恐らく広く支援を集めるためには、やっぱり何でこれが適しているのかとか、どうしても必要だというような説明はやっていかないといけないと思いますので、また、その辺りのことも検討して。

どうぞ。

【吉田調査官】 失礼いたします。芸能部門の吉田でございます。

会津桐の桐の、お琴の桐の話が出ましたので、ちょっと現状を御報告させていただきます。

やはり、会津桐が一番いいのかどうかということの科学的な検証というものは、これまでできてこなかったというふうに思っています。

ただ昨年、選定保存技術にお琴の制作技術が選定されまして保存団体が認定されましたことから、国庫補助事業の中でそういった検証もしていこうという取組が始まっています。

これまで、会津桐が一番適しているかどうかというのは、やはり職人さんの非常に感覚とか、いろいろな産地を比べる中で、育つ産地の気候ですとか日照時間ですとか、そういったものから多分いいというふうに言われていましたけれども、一方で科学的な検証も今後必要だと思っています。

ただ、やはり会津桐に関しては、桐を育てているというか、そういうところの農家さんとか、あんまり細やかに今、下草を取るとか、そういうところにやはり労力をかけることが難しくなっていて、例えば新潟のほうの桐のほうが、逆に今はいいものが採れるとか、そういうようなお話もありますので、そういう、収入には結びつかないけれども、一生懸命やっただければいいものが育つんだという、そういう労力に対しては何か支援の手があると、産地として守られていくということもあるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。

いろいろまだ議論があると思いますけど、時間のこともありますので、2番目の論点2、文化財所有者や地方公共団体による寄附やクラウドファンディングの活用を促進する、その他の仕組みづくりですけれども、これはやっぱり、所有者の多くはそういう寄附とかクラウドファンディングのことは、今の時代、考えるんだと思うんですけど、やはり、いきなりやろうとしてもできないところがあるので、そのサポートをする仕組みは、これはやっぱり整えてやる必要、あるいは協議する必要があるんだと思いますけども、この辺りのことについていかがでしょうか。

**【山本委員】** 美術工芸品において、寺社のものなどのクラウドファンディングがなかなか成立しない、所有者が考えていらっしゃっても実現しないということが多くあるのが現状です。

なぜうまくいかないのかということを具体化していただく必要があります。前回のときクラウドファンディングの利点とかやり方については随分教えていただきました。では、なぜうまくいっていないのかという事例が必要です。美工品、絵画・書籍の場合、特に返礼品について具体的に何ができるのかというところをつまずいてしまう。個々の文化財や個々の所有者の単位で考えたときに、アイデアがなかなか出てこない。相談を受け、アド

バイスができる仕組みが必要だと思います。

それから、運営するには手数料がかかる。運営をするためには、事務的なことをこなす人が必要になってくる、というふうなことがあり、1つの所有者ではなかなか進まないのではないかと思います。

又、有名品、みんなが注目するものにはクラウドファンディングが立ち上げやすいが、学術的に大切でも、地味なもの、返礼品を考えられないようなものは難しいと思います。

そういうことに対しては、一点一点のものに対するクラウドファンディングではなくて、地域とか自治会、自治体のような公が、この地域の文化財とかをまとめた形でのクラウドファンディングしていこう、みたいな声を上げていただいて、役所、地方自治体がクラウドファンディングの中心として、関わって頂くということがたくさん出てきてほしいです。

**【根立会長】** ですので、その仕組みづくりをどうするのか、あるいは国等がどうやって支援をしていくのかという対策を考えていかないといけないと思うんですけども、この辺り、小林先生、何か。

**【小林委員】** そうですね、地方自治体が何らかの形でクラウドファンディングの支援をするのはいいと思います。

ただ、その「受皿的」という言い方がいいのか分からないのですが、プラットフォーム的につくってやるのはいいと思うのですが、地方自治体が運営を上手に行えるかといえば、決してそうではないと思います。

前回のヒアリングのときにREADYFORさんという方々がいらっしゃいました。クラウドファンディングを導入するのであれば、ふるさと納税ではないので、返礼品よりも、共感するみたいなことで人の心を誘うというか、そういうところを上手にできる人が入るといいのとは思います。

ただ、それは地方自治体の職員の人は無理なのではないかと思っていて、何かそれをつなぐ人がそこにも必要になってくるような気がします。

ただ、確かに地方自治体に関わって、そういうクラウドファンディングのプラットフォームみたいなものができれば、反対に、安心して寄附してくるといって、お金を出そうという人もいるようには思います。

ですから、何か役割分担をしながらやっていく方向が考えられないかなということは、考えてみたいです。

**【根立会長】** どうもありがとうございます。実際に今までのヒアリングの中でも、地

方も本当に小さな地域のものが、指定にもなっていないものに対してのクラウドファンディングが成功しているような例もあるので、私も、これは何か随分、どうやったらいいのかが不思議でならないところがあるんですけども、建造物に関して、これ、大野先生、いかがでしょうか。

**【大野代理】** クラウドファンディングに関しては、前回のヒアリングのところで、先ほどからお話にありますように、必ずしも見返りを求めない拠出者とか支援者の方々が大勢、シニアを中心にいらっしゃる。その人たちにストーリーとして意義を感じていただくということが重要だという話が大変印象的でした。

具体的にそれをされていた大阪の方も、毎年、資金を得るために次々とストーリーを考えていくのが、なかなか小さな組織ではできないということなので、例えばそういうクラウドファンディングの会社に、団体契約みたいな形で何か相談に乗ってもらえるようなシステムがあればよいのかと思います。それが可能ならば、その会員に文化財の所有者とか技能者の方々が登録したら、そこには補助を出せませんかというような仕組みのようなことができれば、比較的リベラルというか、効率的な立場で参加できるとか、そういうことができないのかなということが一つあります。

あるいは、各県単位ぐらいでやるのであれば、文化財協会みたいなところを一つの受皿として、そこでクラウドファンディングの会社と契約するとかいうことに対して補助をしていくとか、そういう形で、個々で対応しないシステムというのは重要ななと思いました。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。

これ、国のほうでもいろいろ考えられていて、補助要項の改定もされたという話を聞いているんですけど、これをちょっと説明していただけないでしょうか。

**【篠田課長】** 資料がなくて恐縮です。今、国指定文化財について、その修理については、基本、国が国庫補助で50%を補助するというような仕組みになっています。

その中で、事業規模に応じた所有者の財政状況に応じて、最大35%までかさ上げすることができることになっています。なので、都合85%まで国が補助金で支援することが可能になっている制度がございます。

しかしながら、そのプラスの35%というのは、全員に35%あるわけではなくて、当然、所有者の財政状況によっては5%のかさ上げにとどまっていたり、10%のかさ上げにとどまっていたりといったケースがございます。

ですので、例えば自助努力で、クラウドファンディングで集めた場合に、例えばかさ上

げが、自分の場合だと5%にとどまるんですけども、たくさん支援者を集めて、クラウドファンディングで10%分は寄附金で集めましたという場合には、その同額をマッチングファンド的に国庫補助を加算するというような仕組みを、今回の令和4年度の予算事業から導入することといたしましたので、従来からかさ上げがたくさんあるような方については、そこはあまりメリットはないんですけども、あまりかさ上げがなくて自己所有の負担金負担金をどう工面しようかといった所有者にとっては、自分で集めれば、その分だけ同額が国庫補助としてもかさ上げされるということになりますので、資金集めの、所有者にとってのインセンティブになるといったものです。

【根立会長】 どうもありがとうございます。今の情報も含めて、これは補助要項を変えられたということなので、都道府県等、あるいはさらに市町村から、所蔵者のほうにももう情報が行っているんだと思いますけれども、クラウドファンディングというか、もちろん寄附の問題もあるんですけども、やっぱりやり方が分からないというか、どうやって持っていったらいいか分からないという、まず情報をいろいろ提示していく必要があるんだと思います。

それを、どこがそういう情報を提示するのか。それこそ、前から少し話題が出てくるようなセンターみたいなところがやるのか、あるいは都道府県のほうにそういう人を育ててもらうのか、いろんな手は考えられると思うんですけど、とにかくクラウドファンディングのことは知っているけども、どうやったら成功するのかという、そのこと自体がなかなか分からないということがまずあるのだと思いますので、そういう情報の拡散みたいなことも必要なという気がしますけども。

ほかに何かございますか。どうぞ。

【山本委員】 申し訳ありません、ちょっと論点1のときに言い忘れたことで、情報として一つ聞いてください。

実際に、会津の桐を使って、国宝重要文化財などの指定文化財に用いる伝統的な保存箱をつくってもらっている箱指物の職人さんからの情報ですが、今、会津の桐の質が落ちていると。ふるさとの森の支援を受けているのに落ちていると。

国産であれば必ず昔と同様に良品が入手できるということでもないということを情報としてお伝えしたいと思います。

【根立会長】 恐らくこれは、さっきの問題もあって、なぜそれじゃないといけないのかという反面みたいな問題があって、じゃあなぜ駄目になったのかという、こういう説明

も必要になってくるんだと思うんですけども、ちょっと補足ということで、よろしくお願ひします。

それで、また論点2の話になりますけれども、これについては野川さん、何か。

**【野川委員】** 地方自治体がクラウドファンディングにトライしやすいような仕組みをつくること、これはすごくすばらしいと思うのですけれども、個々の所有者の場合には、やり方が分からなくて行き詰まることも多いのでは、と思います。先ほど大野先生は団体でアプライする仕組みとおっしゃられていたと思いますが、そういう仕組みが必要だと思います。具体案を今は出せないのですけれども、地個々の人がクラウドファンディングから利を得やすいような仕組みが求められているんじゃないかなという気がします。

そのためには、横のつながりが必要になると思います。一人一人が努力すればそれを認めますというのではなく、努力したいけれども分からない人たちをすくい上げるような仕組みにすること、そこが大事じゃないかなと思います。

**【根立会長】** 川野邊さん、これは従来の分科会の制度の枠組みの中では、少し話が難しいところがあるんですけども、何か案みたいなのがあれば。

**【川野邊委員】** 別に、クラウドファンディングって補助予算ではないので、そんなに一生懸命一般化しなくてもいいんじゃないかなというふうに、個人的には思います。

個人的に関わったことがあるクラウドファンディングは、こういう感じで成立するものじゃなくて、例えばある鉄道車両を、一般の人には全然見栄えしないんですけども、ファンの人にはこれは最後の1両だから何とかしたいというときに、もうそれを愛してやまない人たちが始めるクラウドファンディングで、大体1,000人とか1万人とかに1人、その熱情を理解してくれる人がいれば、あっという間に成立するんです。

そういう、何というか危機感を共有できるのを、今ネット社会なので、日本どころか世界中で、「それ大事だよな」と思ってくれる人が0.1%でも0.05%でもいれば簡単に成立するものなので、何となく、そういう誰にも平等な仕組みをつくって、「さあみんなやりましょう」と言って集まるものじゃないような気が、個人的にはしています。

逆に言えば、どんなに一般的につまらないと思われるものでも、本当にどこかがあったところがあって、それに共感する人がいれば成立するものなので、むしろすごいマイナーなものを、幾つか成功例を文化庁が手助けしてつくってやると、うまくいくのが出てきそうな気がします。

ふるさと納税とは違うので、これをやったから何かしてあげるよというものは、そんな

に悩まなくていいような気がします。これが大事なんだというのを共感してくれる人たちが僅かでもいれば、うまくいくような気がしています。

【根立会長】 同感するところはあります。

それでは、時間も来ましたので、特に御議論していただきたい論点の話については、これでひとまず終わりにしたいと思います。活発な御議論をありがとうございました。

続いて、中間整理たたき台（案）についての意見交換に移ります。少し膨大な案文が出ていますけれども、よろしくをお願いします。

まず、事務局より説明願います。

【篠田課長】 資料4を御覧いただければと思います。これまで御議論いただいた内容ですとか、これまで資料として整理をさせていただいたものを中心に、中間整理のたたき台として、事務局のほうでまとめさせていただきました。

まず1ページが「はじめに」ということで、これまでの審議経過をまとめさせていただいております。

続いて2ページになりますけれども、ローマ数字の2のところから、文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保・支援についてというところですが、後ほどのページになりますけれど、ローマ数字の3では用具・原材料関係、ローマ数字4では持続可能な保存のための対応といったところで、それぞれのテーマごとに現状の取組と課題、そして検討の方向性といったところをまとめさせていただいております。

2ページでは、文化財の保存技術として選定保存技術制度がございますので、その制度の沿革。そして、課題といたしましては、2ページの下になりますけれども、「第一に」というところからありますが、文化財分野以外の需要が減少するといったところから、3ページに続きますけれども、後継者養成を、限られた現役の技術者が担うような状況というのが、技術者にとって大きな負担となっているような現状がございます。国において対応しておりますけれども、この、2つ目のポツですが、限定的な運用が安定的な担い手の確保、それから技術の継承の観点から障害となっているような指摘もございました。

また、2つ目の課題といたしまして、この市場の小ささ、また、なりわいとして不安定な状況にあるものが少なくないといった状況がございます。

こういったことを踏まえて、文化財の修理事業については選定保存技術の活用を推進してきたところがございますけれども、既に専門では成立しない技術があるという指摘もいただいております。

3つ目の課題といたしましては、この技術の担い手、あるいは団体ですけれども、組織化の困難さでありますとか、事務局機能の脆弱性といった課題が指摘されております。また、技術の承継が家業として零細に営まれている場合が多いというような現状も、課題として指摘されました。

こういったことを踏まえまして、国の中では、各保存団体間の情報交換会でありますとか、国主催の研修会を通じて事務処理等も含めた支援を行っているといったところがございますけれども、ヒアリングでもありましたように、地方公共団体の職員が丁寧なやり取りを重ねて、実質上、事務を肩代わりしているような事例についても報告がございました。

4つ目の課題といたしまして、社会的認知度の低さというところが挙げられております。

これらは文化財の重要な技術でありますけれども、その重要性に比して認知度が低いといったところがあります。国といたしましては、「日本の技フェア」の開催でありますとか、各種展覧会、パンフレット・動画の作成による広報を実施してきております。一方で、人間国宝といったところの重要無形文化財に比べまして、十分に知られているとは言えないといった現状がございます。

検討の方向性について、4ページに整理をしております。

まず、選定保存技術制度の在り方といたしまして、選定技術・認定対象の拡大といったところをまず挙げております。

1名1団体を原則としております選定保存技術の保持者・保持団体の認定に係る運用を改め、状況に応じて保持者・保持団体の複数認定を行う。また、その方針を明確にすることが必要ということで、整理をさせていただいております。

また、保持者・保存団体の活性化といったところで、分野を超えた横のネットワークの強化が必要。また、国指定文化財の修理の際に、この選定保存技術保持者・保持団体の活用を必須とするといったこと。また、その成果を積極的に発信することが求められるということで記述させていただいております。

また、その下のポツですけれども、保持者が後継者養成あるいは技術の錬磨に注力できるように、事務的作業などについては、そのサポート体制が必要ではないかといった御議論もありました。行政の実務的なアドバイスが可能な人材として、文化財行政経験者が担うことが考えられるのではないかといたことも、意見としていただいております。

また、社会的認知の向上といたしまして、顕彰制度の検討でありますとか、SNSの活用も含めた普及啓発機会を充実することが必要だといった意見もいただいております。

5ページに移りまして、社会で広く認識され親しみを持ってもらえるような通称といたしまして、パンフレットのタイトルにもありますような「伝統の名匠」等を活用することも有意義ではないかといった御議論もございました。

また、文化財の保存に係る人材養成確保について、この選定保存技術保持者・保存団体が行う後継者養成に係る支援を強化する必要があるといった御議論をいただいております。

また、レベル別の講習会でありますとか、団体認定資格の実施といったところも事例がありますので、その分野や技術に応じた支援を行うことが重要であるといったところです。

また、国でありますとか地方公共団体、大学等の多様な主体が行う研修も有効であるといった御議論をいただきました。

(3) にありますように、文化財の修理に係る分野横断的な拠点整備といったところで、前回、論点として、国立の文化財修理センターの整備に係る調査研究を着手したことを踏まえて、その担う機能について御議論いただきましたけれども、ここでは横串でつなぐような総合的な解決策の検討が必要ということで、具体的には2つ目のポツにありますように、センターを整備するといったことに当たりましては、分野横断的な拠点機能、あるいは修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能、また、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的、また継続的な調査研究機能でありますとか、研修・普及啓発機能など幅広い機能についても検討が必要であるといったこと。

また、これらの点については、既存の研究機関である国立文化財機構をはじめとする関係機関と緊密に連携することが必要だといった指摘もございました。

5ページの下になりますけれども、ローマ数字の3で、用具・原材料についてです。

具体的な記述については6ページに移りまして、現状の課題等でございますけれども、有形文化財の修理に当たっては、修理する文化財の当初の質と類似した伝統的な材質・資材を用いることが原則といったところがございまして、建造物については、大径材など特殊な資材の確保といった課題があります。

また、美術工芸品については、多種、高品質、また少量、特殊な用具・原材料が必要であって、零細な市場規模のため、継続的な生産でありますとか製造に課題があります。

また、無形文化財の保存・継承に用いられる用具・原材料についても、美術工芸品と同様の傾向があるといった課題があります。こういったことを踏まえまして、3ポツにありますように、国としても需給状況の調査をしてきていると。

また、その2つ下ぐらいになりますけれども、先ほど御議論いただきましたように、ふるさ

と文化財の森の設定した支援でありますとか、美術工芸品等の用具・原材料を対象に管理業務支援を行っているといった状況がございます。

また、下から2つ目のポツにありますように、代替素材の研究についても、主に国立文化財機構を中心に実施をしておりますし、また、原材料の用途を広げる、また認知度を広げる取組として、例えば国産漆のように、調査研究によって文化財修理における全国的な供給可能性や有用性が明らかになった原材料については、その需要を喚起する取組が進められておりますけれども、こういった取組は一部にとどまっているといった課題がございます。

検討の方向性でございますけれども、用具・原材料に係る調査研究というのを継続的に実施することが必要であって、また、需給の安定化に向けた取組につなげることが有効であるといったこと。先ほど御議論いただきましたけれども、(2) にありますように、原材料の長期的な安定供給のための仕組みについて検討する必要があるといった御指摘をいただいております。

また、(3) では、用具・原材料の生産地における認知度を上げるといったことのために、情報発信でありますとか、文化財保存・活用の地域計画において、それを位置づけることも考えられるのではないかとといったこと。

また、用具・原材料の需要の創出の観点で、例えばですけれども、先ほども御指摘がございましたが、文化財建造物の修理に伝統的な和紙等の活用を検討することも考えられるのではないかとといったことが御議論でありました。

ローマ数字の4については、持続可能な文化財の保存のための対応についてです。

現状の取組と課題ですけれども、文化財の価値を後世に向けて確実に維持する、「保存」と「活用」の好循環を図ることが重要であるということで、2つ目のポツになりますが、文化財保護法の一部改正によりまして、平成30年には文化財の保存・活用のための地方公共団体の計画制度が、また昨年度には、文化財の地方登録制度が創設されたところであります。

一番下のポツにありますように、文化財の保存と活用の好循環が実働するといったことのためには、文化財の修理が適正な周期で行われること、また、そのための資金や修理を可能とする技術者、用具・原材料が安定的に確保されること。

また、適切に保存された文化財が地域社会で活用され、文化財の保護の担い手がさらに増えることといった各段階の取組が相互に連動し、継続的・安定的に規模を保つことが重

要であるといったことが指摘されております。

一方で、文化財保護をめぐる資金面の状況が厳しいということで、そもそも文化財の保存・修理にかかる費用が高額になりやすいといったこと。また、昨今のコロナ禍によりまして、文化財活用による自己収入も厳しい状況にあるといったことがございます。

加えまして、2つ目のポツになりますが、地方公共団体の保存・活用の予算が少ないといったこともあって、厳しい財政事情から修理が進んでいないといった状況もあります。

ヒアリングでもございましたが、民間資金を自己調達すると予算が減額されるのではないかと懸念によりまして、クラウドファンディングの活用が必ずしも進んでいないといった指摘もございました。

こういったことから、検討の方向性といたしまして、(1) にありますが、まずは修理事業の可視化、創出といったところで、国において分野・対象を広げて、文化財の長期的な修理需要の調査を進めることが必要ではないかといったことが指摘されております。

また、地方公共団体についても、民間資金の活用を含めた先行事例を参考にして、地方指定の文化財修理の促進を図ることが必要だといった指摘もありました。

多様な資金調達の促進といたしましては、クラウドファンディングでありますとかふるさと納税、企業版ふるさと納税、またPFI方式の活用など、ヒアリングでも御議論いただきましたけれども、国においてそういった自己資金調達の自助努力を後押しする、または積極的に活用しやすい仕組みを検討する必要があるのではないかと御指摘もいただいております。

(3) では、幅広い裾野の拡大といたしまして、用具や原材料に関しましても、学校への情報提供を含めて積極的に発信を行うことが必要であるといったことですか、9ページにわたりますけれども、博物館における体験学習でありますとか、建造物修理の現場の公開によるような、公開機会を活用した情報発信、また、大学の地域貢献の取組との連携などについても御指摘をいただいております。

さらには、文化財保存に必要な技術の継承や、用具・原材料の確保のために、文化財以外の分野での市場の開拓、活性化も重要であるといった御指摘もありました。地域行事や観光と絡めて、その地域の特産品として価値づけを図るといったことで、需要創出に向けた取組を検討することも考えられるのではないかと御議論をいただいております。

以上が、中間整理のたたき台として整理させていただきました。これまで御議論いただいていたところを十分に反映させているかどうかといったところもございまして、さらに

論点もあるかと思しますので、活発な御議論をお願いしたいと思います。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。この中間整理のたたき台の案ですけれども、6月の文化審議会で諮られるためのもののようにして、今回、検討を始めて、足りない部分があれば来月の企画調査会でもまた議論するんですけれども、一応、一通り事前に資料配付がありましたので、順次、御検討していただきたいと思えます。

大きな章立てに沿って、最初の「はじめに」というのがありますが、これは事務局さんのほうでまたブラッシュアップしてもらえばいいと思うんですけれども、大きく、ローマ数字の2、3、4という3つの項目がありますので、大きな章立てに沿って3つに分けて意見交換を実施したいと思います。

まず、2ページから始まる2、文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について、各委員から御意見を伺います。

これについては、最初の1、沿革、現状の取組と課題については、さほど問題があるとは思えないんですけれども、何かあればまた御指摘、御意見等を賜りたいと思えますけれども、主に検討の方向性の話になってくると思えますけれども、まず、いきなり当てるといふのもあれですので、どなたからでも結構ですので、御意見ございますでしょうか。

最初の1の、沿革、現状の取組と課題については、これは実際に現状の分析ですので特に問題はないと思うんですけど、何か足りない点があれば御指摘していただきたいんですけれども。

どうぞ、小林委員。

**【小林委員】** 何がいけないというわけではありませんが、何かもう少し前向きな——これは現状と課題のところですから、現状こういう困難なことになっているという書き方は、それはもちろんいいのですが、ただ世の中の状況が変わってきている中で、例えばきほどの和紙の話もですが、今また、例えば国内で循環させる、エコシステムの的に回していくということが大事だという発想が出てきていると思えます。例えばSDGsみたいな流れと連動させるとか。

あるいは、先ほどの和紙の話でもありましたが、恐らくやっぱり日本でつくっている和紙が日本の気候とかそういうものとの関係ですごく合って、使いやすいというところはあるのだと思えます。そういう、本当に感覚的にやってきたもので大事とされたやり方があるのだけれど、それをもう一回見直そうとしている潮流が世界的にもあると思うので、そちらの方向性を入れてもいいのではないかと思います。

つまり、現状、高齢で後継者もないけれども、SDGsも含めて、国内的な生産や国内的なエコシステムを見直す方向性みたいなのも出てきているという部分があったほうが、支援の必要性が社会的に要請されているようにみえると思いました。

すみません、以上です。

【根立会長】 事務局さん、よろしいですか。

【篠田課長】 はい。御意見踏まえて。はい。

【根立会長】 ほかにいかがでしょうか。

なければ、ちょっと時間の関係もありますので、要は、今まで私たちが検討してきた事柄に係る部分の、2の検討の方向性ということで移りたいと思います。

選定保存技術制度の在り方については、アについてはここに書かれたとおりなのかというような気もしますが、イ以降についてはいろいろ御意見があるような気がします。

保持者・保存団体の活性化ですね、技術者自身が分野や技術を超えた情報共有や交流を求めており、技術者が主体的に技術伝承について考え、行動することを後押しできるよう、分野を超えた横のネットワークの強化が必要だ。

じゃあ、具体的にはどうかという話になってくるんですけども、近藤さん、もう落ち着きましたか。

【近藤代理】 落ち着きましたけど、具体的にこの横のネットワーク……。

【根立会長】 具体的にどういうことが考えられるというか、加えたほうがいいのかということですね。実は今まで、選定保存技術団体の情報交換会とか、そういう話も出てきましたけれども。

【近藤代理】 じゃあ、別な件で事例紹介をしてもいいですか。

それでは、私が文化庁在職中に別途担当してしまして、本来担当していた重要無形文化財の保持団体の横のネットワークの事例をちょっとだけ紹介しておきますと、保持団体が工芸技術についてのみ運用がされている認定です。芸能は、総合認定と言いつわされている、総合認定保持者の団体ですから、工芸技術については補助団体が認知されている。

その保持団体と、関係の市町村が「全国重要無形文化財保持団体協議会」という名前の団体をつくってしまして、コロナがはやる前は毎年持ち回りで、事務的に必要だから総会を開くための大会を開催する。そこで、保持団体の全団体の作品を並べる秀作展というのを開催して、附帯事業として講師を招いての講演会とか、それから、補助事業の事務手続に関する、略称を「全重協」と言うんですけど、全重協の中での研修会などを自主的に開

催していました。

あのよう、各団体ごとに事情が違いますが、ほかの団体の活動の事例を知ることというのは参考になる。それから刺激になる。そういうふうには、全重協の活動は役に立っていると思いますので、事例として紹介させていただきます。

以上です。

**【根立会長】** ほかに何かございますでしょうか。

じゃあ、逐一進めていきたいと思いますが、次の、伝統技術が必要とされる文化財修理に当たってという項目ですけれども、これについて御意見はございますか。これはもう、ある意味このとおりかなという気がしますが、

じゃあ次のところですが、保持者が後継者養成や技術の錬磨に注力できるよう、後継者養成事業に係る経費や研修の事務的作業や環境整備についてサポートする体制が必要というような項目ですけれども、これまでも、文化財アドミニストレーターの必要性について幾つか発言があったと思うんですが、何か意見、これは小林先生なんか少しおっしゃられた点もあると思うんですが、いかがですか。

**【小林委員】** はい、そういうものがあつたほうが良いとは思っています。

そういう事務費、アドミニストレーターの人がいることもそうですし、そういう人をサポートできるようなものとか、あるいは事務費を活用できるような支援を拡充するとか、そういうものを配置できるように検討していただきたいと思います。

**【根立会長】** これ、具体的に考えられるとしたら、例えば今ですと文化庁の非常勤調査員ですか、そういう人たちなんかも考えられているということなんですかね。

あるいは都道府県等の――私は、これは文化財指導員クラスだとちょっとできないような気がするんですが、都道府県等を促して何らかのアドバイザーみたいな立場の人を養成して、それに対して国が支援するというようなことなのかという気がしますが、いかがでしょうか、近藤さん。

**【近藤代理】** 根立会長と多分考えていることが同じかなと思うんですが、行政の実務的なアドバイスが可能な人材が一体どれだけいるんだろうと。その人材を育てるところから本当はやらなくちゃいけないんじゃないですかね。ここがいかげんな指導をしたらマイナスですから。

なので、もしここ、これを書くんだしたら、やっぱり文化財行政経験者などのサポートも考えないと、結局この人たちが文化庁に何もかも聞いてくるのだったら、間にワンクッ

ション入るといことになりますから、それははっきり言ってマイナス以外の何ものでもないと思います。ここはちょっとやっぱり検討が必要ではないかなと思いました。

**【根立会長】** そうすると、やっぱり非常勤の調査官、調査員とか、それから都道府県の実務をよく知っている人で職を辞した人とか、あるいは大学等を出たような人の活用みたいな話になってくるんだと思いますけども、これ、やっぱりかなり実情をよく知っていると、なかなかできないですね。そういう人たちに何らかのお金を払って支援してもらうということを考えるんですかね。

あるいは、これ、川野邊さん、何かありますか？

**【川野邊委員】** これって、イの一番最初の1ポツとも関わると思うんですけども、保持者さんとか保存団体の人たちって、やっぱりネットをフル活用するような年齢でもないし、そういう環境にないから孤立しちゃって、本来だったら横のネットワークで簡単に解決するようなことがどんどん問題化してきているという事例をたくさん知っているの、3ポツを解決するためにも、やっぱり行政で仕事していて文化財に経験のある人たちが——僕の経験では、1県に1人か2人はまだ御存命で信頼できる人がいるような気がするんですけど、そういう人たちのネットワークをつくって、現場につないでいただく。

それをすると、全体のネットワークに一人一人の人たちをつないでいくことができるんじゃないかと思うんです。別に一朝一夕にできるとは思ってないんですけども、こういうことはやってあげてねというような、そういうことを皆さんにお知らせするというか、教育するというか、そういうのはやっぱり文化庁がやらなきゃいけないと思うんです。

ただ、幸いコロナでリモート会議になっているので、一気に何百人という人に情報を与えることができますし、一気にその人たちから情報を取ることができるので、大いにそういう環境を活用して、そういう広報というか研修体制をつくっていけば、そんなに経費はかからないで、しかも何となくざっと分かる人たちを集めてやってもらえるんじゃないかなと思います。

僕が知っている範囲では、恐らく皆さん、ボランティアでやってくれると思うんですけども、そういう感じでやってみて、そうするとその人たちが問題点を引き上げてきてくれるので、それを各部署撃破する感じがいいんじゃないかなというふうに、個人的には思っています。

**【根立会長】** これは、野川先生の分野だとどうなんですかね。

**【野川委員】** 今、選定保存技術制度の書類の事務的なサポートという話が出ています

が、書類を出して助成金を得ることは演奏会ではよくあります。事務的処理がうまくいっていない事例もいっぱいあります。じゃあどうしているかという、やはり、誰かがサポートしているんです。ただ、そのサポートは行政の側というよりは、それぞれの団体が事務の得意な人を見つけてきて、お金を払うという形だと思います。

もちろん、文化財行政の経験者、この人にやってもらえれば大丈夫という人を斡旋できればいいのですけれども、なかなかそうもいかないと思いますが。

**【根立会長】** いろいろ難しい問題があると思うんですけど、今、幾つか案も出ましたので、またその辺りを整理して、取り入れてもらいたいと思います。

次のウの、選定保存技術の社会的な認知度を上げることですけれども、認知度向上のための検証制度の検討については、これまでも検証の必要性の議論がありましたけれども、これ、小林先生、もう少し具体的なことがあれば。

**【小林委員】** あまりに具体的なことを前回言って怒られてしまったような気がしますので、もう少し実現性の高いことを言おうと思いますけれども、例えば、ほかの省庁でやっている、何か伝統的な技術を持っている人たちを顕彰したり、支援しているような制度があると思います。

ごめんなさい、それは経産省だったか、厚労省かもしれませんが、そういうものをもう少し活用して連携できないのかとは思いました。

ただ、例えば、先ほど川野邊先生がおっしゃったことで気になったことがあります。つまり和紙のことですが、例えば文化庁が和紙と考えているものと、経産省で和紙と考えているものが違うということがあるのだとすると、やはり文化庁で和紙と考えるものがつくられるような技術を持っている人を、何らかの形で名称をつける、特定するというのをしないといけないのではないかと思います。

**【根立会長】** どうも。それで、人間国宝のような名称の問題で、これは近藤さんに言わせると人間国宝でいいんだという話になりますけれども、やっぱりちょっと区別したほうがいいという気もしますので、1案として「伝統の名匠」みたいな話も出ていますけれども、これについて何か非常にベターなものがあれば。あるいは何かお考えがあれば。

**【近藤代理】** 別な考えがあるわけじゃないんですけども、とにかく、いわゆる「人間国宝」という言葉をこの文書に出すのはやめたほうがいい。

しかもですよ、「重要無形文化財保持者を指すいわゆる人間国宝」と書いていますけど、人間国宝という言葉だけは知られている。だけれども、その言葉が指している――『広辞

苑』にも載っていますから、言葉が指している重要無形文化財の保持者のことを正しく知っている人が一体どれだけいるんだと。はっきり言って文化庁の中にも、これを顕彰制度と誤解している人がごまんというわけでしょう。だから、それはまずいと思うんですよ。

この重要無形文化財の制度を所管している文化庁が、文化庁の中ですら誤解されたままでいろんな仕事をしているというのは、これははっきり言って職務怠慢だろうと私は思っている。だから、こういうところにも、言葉の意味が正しく理解されているかのように「人間国宝」という言葉を書くのはやめたほうがいいと、私は思います。

で、重要無形文化財ですら正しく理解されていないんだから、選定保存技術について、もっと、より正しく一般の理解を広く得たい、これはどんどん積極的にやっていいことだと思います。「伝統の名匠」という言葉も悪くないと思います。

以上です。

**【根立会長】** どうも。ちょっと急がないといけないみたいなので、次の(2)の文化財保存技術に関わる人材養成・確保ということで、最初のところ、文化財保存技術を着実に継承するためにはというところですけども、後継者養成に係る支援を強化する必要があると。

これについても、これは当然そうなんですけれども——これも近藤さんかな。

**【近藤代理】** 私はこういうことが必要だと発言した覚えはありますが、でも、資格制度までは考えたことはありません。

**【根立会長】** これは、恐らく資格制度はまた全く別のところから議論をする必要があるんだと思いますので、これを入れようとするちょっと議論が足りないという気がします。なので、まあこんなところですかね。

それと(3)の……どうぞ。

**【山本委員】** はい。資格制度は別です。人材育成ということでは後継者育成が一番望んでいることは、やはり仕事量が増えることですが、その他には何かというと、原材料のこととも関係するのですが、文化財の保存修理に携わる人材育成をしようと思うと、本物の道具、本物の材料を使う必要があります。

仕事を始める技術者個人が用意する道具、これは彫刻や装潢などの職種によっても違いますが、装潢の場合、包丁などの刃物、砥石、定規やへら等々、技術者がそれぞれに一生使う自分の道具を持ち、整備して維持していく為に必要な資金、これは若い者にとっては大変なことなんです。彫刻の方はもっと大変じゃないかと思うんですが、本物の道具・材

料を使う、そのための資金を援助していただく、補助していただく仕組みがあるとよいです。もうひとつ、修理工房での基本の設備の中の伝統的なものへの支援です。

装潢では盤板と呼ぶ檜材で作る大きな作業台があり、高額なもので、維持、整備にもお金がかかりなかなか本物を整えられないこともあります。

そういうものにも支援をいただければ、それらの材料・道具を作る職人さんも残っていく一助になると思います。

私たちの選定保存の技術を守るためには、本物を使いたい、本物で若者を育てたい。個人の道具に至るまで支援があればありがたいと考えます。そして、たくさん仕事が欲しい。それにより、原材料・用具も残ります。

【根立会長】 選定保存の技術保持者・団体への助成に関して、もう少し、恐らくお金の使い道のことをもう少し考えてほしいというような一つの希望——これは恐らく、選定保存技術の団体の人たちなんかは特に考えている、切実に望んでいることかもしれませんが、ちょっとそういうことも改めて考えてもらえればと思います。

近藤さん。

【近藤代理】 すみません、補足みたいな話ですけど、文化財を適正な周期で修理をきちんとしていくようになれば、少なくとも今よりは修理の仕事量が増えるんじゃないかと私は思っています。だから、それに合わせたら人を育てるのも必要になるし、道具も必要、材料も必要ですね。

それと、今、山本先生がおっしゃったように、実際に修理すべきものがあって初めて、後継者が手を動かして技術を覚えていくことができるんです。だから、国宝・重文の保存修理をレベルに行くまでの、とにかく、準ずるでもいいし、全くの未指定でも何でもいいけれども、修理するものがちゃんと修理できるような、そういう環境が必要で、道具も必要で、材料も必要ということですね。そこは強調していいんじゃないかなと私は思っています。

【山本委員】 もちろん、国指定の文化財には選定の人のも、良質のものを使うことが重要です。そして今、近藤先生がおっしゃっているような裾野という部分でも、やはりそこでも本物を使う。道具も紙などの材料もただ上等と安物ではなくて、伝統のなかで洗練されたもの、将来に残していきたい物を使うことにより、それぞれの裾野も育てることができたら理想じゃないかと思います。

【根立会長】 これはひとえにお金の問題になってきそうですので、また——ちょっと

今の意見も、これは重々分かる点がありますので、また御検討願いたいと思います。

3番目にセンターの話が出てきて、これについては期待するけれども、どこまで機能を持たせるかというのは、どんどんどんどん、いろんな希望が出てくるんだと思いますけれども、やっぱり予算のこと等を考えると限られる点があると思いますけれども、改めて、やっぱりどうしても必要なものが、これは欲しいというようなことがあれば、また御意見を賜りたいんですけれども、これ、大野先生、いかがですか。

【大野代理】 ありがとうございます。センターが必要だということで、センターだけで全てを負わせるという形にはならないはずなので、前回もお話ししましたけれども、例えば建造物でいったら野外博物館的なものが、全国に核になるような施設があるので、そこ連携をしてサテライト的に進めていく。そうなってくると、センターに必要な人材はその辺をコントロールして全体を広い視野で見ている中で、調整役を兼ねながら方向性をどんどん提案していく、そういうような人材が当然必要になってきますし、そのためにやはりお金を割り振ってもらうということが必要かなというふうに考えます。

それと、先ほどの人材育成の点で一点触れたいのですが、管理指導員の人にも確かにレベルがいろいろあつたりしますし、各都道府県に権限が任されているので、地域ごとの疎漏というのがあるという問題はあるんですけれども、その辺、文化庁さんのほうである程度統一的に指示していく中で、全国的に一定の管理指導ができるという可能性はあるのかなと思っています。

それと建造物では、ヘリテージマネージャー制度というのがほぼ全都道府県に、資格という研修を受けた人たちがいます。ただし、すぐにその人たちに文化財建造物の相談役を丸投げしてしまうと、やはり個人の経験や意識の差による情報密度が違うので問題です。そのため、例えば群馬県では令和元年から2年の2か年にかけて、全県の寺社建築調査総合調査という事業を群馬県建築士会に委託しました。そし群馬県文化財審議会建造物部会の専門家4名が指導者となって50名のヘリテージマネージャーが地域分けして700件を超える物件の確認調査を行い、図面や造営史料など基礎資料整備に尽力され、すごく大量の情報を包含したの報告書を作りました。この報告書は群馬県から無料で電子版が公開されています。

それによってヘリテージマネージャーの方たちは随分と経験を積まれて、まだ十分ではないかもしれないですが、準専門家的な建築家が増えてきましたし、地元の寺社との信頼関係も築けたと感じています。そういうこともあるので、最初から駄目だという話

ではなくて、やはり育てていく覚悟も大事だと思います。

以上です。

**【根立会長】** ヘリテージマネージャーに関しては、建造物は確かにある程度成功しているところがあるんだと思いますけど、この美術工芸等はなかなか、踏み込むのはやっぱりかなり難しいところがあるのかなという感想を持ちますけれども、ただ、いろいろ検討してみる必要があるんだと思います。

それでは、センターの整備の話に戻りますけれども、ほかにも御意見のある方は、ぜひとも改めてここを強調してもらいたいという話があれば。

**【川野邊委員】** いいですか。無理だろうなと思って言っているんですけども、センター、すごい話だと思って、しかもめったにない可能性なので、ぜひ実現したいと思うんですが、すごいお金もかかることだし、それと人員ですよ。やっぱり任期制の人員だといいい人を採りにくいというか、せつかくうちの業界に入ってきてくれて、5年間育てて、さあこれから仕事しようねというときに業界から出ていってもらわなきゃいけないというのは本当に心痛むことで、それが何か手はないのかなと。手がなくてしゃべっているの、すごいひきょうなんですけども、ないかなというのが一番大きい気持ちです。

だから、すごい難しいかもしれませんが、できれば非常勤ではなくて常勤の職員がいるようなセンターを目指してほしいというふうに思います。

ここで出た機能だけじゃなくて、やっぱり全都道府県でいろいろレベルが凸凹しているのを細かく拾って教育・普及するという、その中心になるようなものができたら、いろんな問題が解決するんじゃないかなというふうに希望しています。

以上です。ありがとうございます。

**【根立会長】** どうもありがとうございます。

小林先生は、前回でしたか、いろいろ御意見を述べられましたけども。

**【小林委員】** 今の御意見に全く同感です。どこかにも出ていましたけど、この文化財の保存と、未来に継承していくことを好循環で行っていくということを総合的に考えていく必要があると思っています。

その時に、非常勤的な扱いの人材配置では、無理だと思います。

やはり様々な文化財のいろんな分野がありますから、その状況を知った上で、大きな枠組みを考えてくださる人材です。それから、例えば教育・普及だとか研修制度も整えてくれることも期待するのならば、しっかりとした人員を確保する——常勤的にということで

すが、これは不可欠だと思っています。

非常勤を増やすことが意味がないとは言いませんけれども、今、私たちが考えている、これからの文化財保護の本当にいい在り方にはつながっていかないのではないかと考えています。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

急いでばかりですみませんけれども、次の3の、文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定確保についての意見交換ですけれども、これについては先ほど、最初のほうの話と重なるところが多分あって、現状の取組と課題に関して、これについては何か足りないところがあるとか、御意見の方、いらっしゃいますか。

なければ検討の方向性についてですけれども、これは当初の議題で随分出たことも、重なるところがあるんですけども、用具・原材料に関わる調査研究に、需要の安定化に向けた取組も先ほどちょっと出ましたけれども、買取りとか備蓄の問題もあるんでしょうけれども、山本さん、何か追加するようなことはありますか。

【山本委員】 加えるとしたら、その備蓄したものは使うため、それを専売という言い方をしているかどうか分かりませんが、川野邊先生がおっしゃったことにもつながりますけど、国の品質保証みたいなものもつけて国内外に売り、回転させていくと良いのではないかなと思います。

ほかは、先ほどほとんど申し上げた内容です。

【根立会長】 はい。(2)の用具・原材料の安定的な確保についても似たようなところの話があるんですけども、川野邊さん、何か追加するようなことはございますか。

【川野邊委員】 全く思いつきというか、忘れていたんですけども、木造建造物の修理のときに、屋根材とかはいろいろ努力して解決しているんですけども、主に大径木が不足していて使えないという。で、仕方がないのでほかの手法を使ったという経験が幾つかあって。

大径木って素人がびっくりするような値段で、しかも、いつそれが切り出されてくるか分からないので、ほとんどの場合調達できないんですけども、そういうものを、これもお金の問題なんですけども、あらかじめ備蓄するような。ふるさとの森ではなくて、切り出されてしまったいい大径木を買っておいてくれるようなところがあると、修理に使えていいと思うんです。

ただ、さっき適正化という話もありましたけど、それを買うとどんどん、その物自身は

値上がりしていくので、それを修理現場に幾らで売るかというのはちょっと悩ましいところだと思うんですけども、物が実際にあるかないかというのはすごく大きな差なので、きっと資金もたくさん要るので、もし可能であれば検討していただけるといいかなというふうに思います。

【根立会長】 はい。(3)の用具・原材料に係る情報発信、需要の創出も、これも先ほど話が出ましたけれども、これ、野川さん、追加するようなことがあれば。

【野川委員】 3番の2ポチに「使用者側に着目して需要の創出」というのがありますが、芸能の場合には特に使用者への支援が重要です。例えば、何か能を演じたいと思っても、その装束を買うことができない、高額である。楽器を調達しようと思っても高額で買えないというように、需要があっても需要どおりに購入できない使用者側の現状があります。ですから、例えば一つの方策なんですけれども、重要無形文化財の各個認定あるいは総合認定の補助金制度の中に、装束を買うとか楽器を購入するとか、修理とか、用具に関わる経費をもっと積極的に位置づける姿勢を打ち出したほうがいいと思います。

それと、次の持続可能な文化財保存にも関わるかもしれないのですが、毎回申し上げますように、芸能の場合には、能楽とか地歌とか箏曲とか、それが文化財なんです。その文化財が今、「修理」が必要な状況にまで衰退しているわけです。

文化財である芸能そのものの活性化が必です。そういうことでいいますと、例えば楽器の購入についても、高度な技術を持った各個認定の方が使う楽器だけではなく、中堅とか若手の人たちが使う楽器にも支援できるシステムが必要です。その方法の一つとして、今の総合認定の補助金の中に普及・啓発という項目がありますから、普及・啓発のための用具にも積極的に支援する、と書いておく必要があるのでは、と思います。

とにかく裾野を広げることが必要ですから、小中学校の楽器もきちっと整えなくてはならないです。先ほども「本物を使う」というお話がありましたけれども、壊れかけの楽器、もう壊れていて使えない楽器しかない状況の中では、子供たちに芸能の魅力を感じることはできません。まずは、学校の楽器がどれぐらい困った状態にあるのかを調べて、そこに支援すれば、結局はそれが選定保存技術を持っている人たちの供給を増やすことにも結びつく、と思います。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

それで、需要の創出に関しては、これも先ほど議論がありましたけれども、ここでも文化財建造物の修理に伝統的な和紙等の活用を検討することも考えられるということが出て

いますけども、この辺りのこと、大野先生、どうでしょうか。

【大野代理】 和紙に関しては、恐らく修理の中で使うということは十分可能性があると思いますが、そのほか、特に住宅建築等の床の間周りとかいうことになるのと、もう少し美術工芸的な要素も強くなってくるので、張付壁みたいなもの自体が、あるいはふすまのようなものが、そのもの自体は重要文化財になっていないにしても、修理のときには各省庁で連携しながら、そういったものにも伝統的な、あるいは本物の材料を使うとか、本格的な修理をするということに対して何か支援していくとかという方法で需要を喚起していくという方向というのは、ぜひ考えていただければと思います。

以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

3について、ほかに意見がございますか。どうぞ、近藤先生。

【近藤代理】 ここ、和紙以外にもう1つぐらい、何か例が挙げられませんかね。

これだと和紙だけ目を引いてしまって、和紙業者だけが喜ぶという。

じゃなくて、例えば畳でもイグサでもいいですから、何かもう1つぐらい例があったほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

【根立会長】 じゃあ、その辺りのことは事務局のほうで、また対応してください。

急いですみませんけれども、4番目の持続可能な文化財のための対応について。

現状の取組と課題、これは本当にどう捉えていくかというようなことなので、多少御意見が出てくるかという気がしますがけれども、いかがでしょうか。1の、現状の取組と課題ですけれども。

いろいろ厳しい現実が書かれていて、特に地方公共団体に関しては、これは本当に国以上に財政的に厳しいというところがあって、修理が進んでいないというか、都道府県指定で全く修理をしてないような県も結構あることは事実なので、現状は確かにこのとおりなんですけれども、これ、修理施工者としての立場から、山本さん、何か御発言ありますか。

【山本委員】 本当に予算を持っていらっしゃらないなと思うことがよくあります。

こういうところこそ、クラウドファンディングなどの御利用が出来るのではないかと思います。お寺の寺宝というだけではなくて、地方公共団体の指定品であれば、その地方公共団体によって、美術館・博物館であれば館がクラウドファンディングを取り入れられる。そして修理ができるという形はないのでしょうか。

すでに進められている所もあると思いますが、クラウドファンディングを活用していただく取組を、ぜひ進めてほしいと思います。

**【根立会長】** 地方公共団体は、今のところクラウドファンディングはともかくとして、民間の助成団体の助成を併用するところがあるんですけど、その助成を受けないと修理に着手しないというところも結構あって、これはなかなか、結構厳しいところがあるなという気がするんです。

それと、やっぱりそれぞれの地域の文化財に関する取組というかの熱心さと言ったらちょっと語弊があるかもしれないんですけども、お金のない中でも結構頑張っているところと、そうじゃないところの落差も大きいところがあって、なかなか難しい問題だなという気がしますけれども。

ちょっとその辺の現状は、国指定の修理以上に、なかなか地方公共団体の修理が厳しい状況に置かれているということの認識は必要かと思います。

どうぞ。

**【山本委員】** 少し言い方を変えるだけですが、地方に行くと、修理という文化がきちっと伝わっていないと思うことがあります。地方公共団体の方でも地方の美術館・博物館の方でも、使いやすいように直すということはあっても、文化財の修理というものがどういうものなのかということが、文化財修理の文化が伝わっていないところがあるのではないかと思うときがあります。

そういうことを国から広げていっていただくことも大事だと思います。

**【根立会長】** どうもありがとうございます。

続いて検討の方向性の問題について、1から3まで挙げられていますけれども、いずれでも結構ですけども、何か御意見ございますでしょうか。

**【川野邊委員】** いいですか。今、山本さんが言ったのは本当にそうだなと思ったんですけど、地方に行って「これ修理しようよ」と言うと、結構な率で「博物館に置いてあるのに何で傷むの」と言われることがあるんです。

もう、それ以前だなということもたくさんあって。だから、全然また例によって案がなくって言うんですけども、そういう地方公共団体でお金を扱う人たち、首長さんなんかもそうですけども、やっぱりその人たちの人生において美術館や博物館にあるものと親しくしたことがない人がたくさんいて、それって、ただお金をつぎ込むだけで何も生み出さないものという認識の人が多いです。そういう人たちにこっちを振り向いても

らおうということを、何かできるといいかなと思うんです。

私の大学時代の同僚が国交省にいたんですけども、すごい予算大変だよねという話をしていたときに、それって、俺が使っている50メートルの長さの道路の予算で全部解決するんだと言われて。確かに、レベルが全然違うよねと。

それは国もそうですけども、地方公共団体に行ったときも、道路をちょっとだけ我慢してもらえばほとんどのものが解決するような、そういうレベルなので、その人たち、お金を扱う人たちに、もっと美術品の価値、それが人々の生活に与える価値というのを分かってもらえるような教育が必要なんじゃないかなと、個人的に思います。もちろん即効性はないと思うんですけども、すごい長いこと見れば、とてもいいことなんじゃないかというふうに思います。

とにかく、文化財の修理というのが世の中にあるんだというのをまず広めるというのが大事だと思いました。

以上です。

**【根立会長】** 文化財に関するいろんな啓発活動も、その中にも公開というような問題も入ってくるんだと思いますけれども、確かに現状はお二人の御指摘のようなところがあると思います。

あと、ちょっと気になったのは、最後のほうの文化財の保存に必要な技術の継承や用具・原材料の確保のために、文化財以外の分野での市場の開拓・活性化も重要で。

これも先ほどの話にもちょっと通じるんですけども、どうやったらその需要を創出できるかということですけども、これ、小林先生、何か解決法みたいなものは。

**【小林委員】** いや、分らないです。いまのところアイデアがあるわけではありませんが、こういうこともやっているということを見せないといけないのではないかと思ったということです。

こういう分野が衰退産業でお金がだけがかかるといふ分野とみなされるのではなく、過去に使われていた技術でも、今また見直される機運が私はあると思っています。

それを含めて、何かそういう研究をやってくださる人たちが出てくるといいなという思いました。

だから例えば——全然ほかの分野なのですが、大田区の仕事をさせていただいたときに知った事例を紹介させていただきます。大田区は町工場がたくさんあって素晴らしい技術をもっているのだけれども、その技術がなかなか知られていない状況で、後継者がいなく

て小さな工場が閉じていくということを聞かされました。それを少しでも防ぐために、技術をこういうことに使ってもらえませんかとつなぐコーディネーター的役割や、サポートや講座があるというのを聞きました。何を作り出すかというところを考える必要もありますが、技術の活用可能性を探ることもあっていいと思いました。

以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございます。

近藤さん、何かありますか？

【近藤代理】 でも現状はそれ以前、文化財以外の分野で需要というよりも、文化財の需要のための原材料や用具をいかに確保していくか、それも10年後も50年後も、ということが今問題なんだよなと思いつながりながらお聞きしていました。

だから余裕が、余力があって、文化財以外の分野の需要も追及できるところは、それは積極的にやればいいとは思いますが、文化財の需要のためにどう確保するかが、まず先だろうというふうに思っております。

以上です。

【根立会長】 はい。一通り見てきましたけれども、改めて全体を通して、あるいは言い残されたこととかがございましたら御発言をお願いしたいんですけれども。

野川さん、どうぞ。

【野川委員】 すみません、先ほど無形文化財の総合認定の補助金の普及・啓発という項目を使って、楽器をつくるとか修理するとか、装束を準備するとかを促進すれば、需要と供給の循環が生まれるのではないかと申し上げたんですけれども、実は総合認定の中には、総合認定がある種目とない種目があります。たとえば、地歌には各個認定はあるんですけれども総合認定はないのです。総合認定と各個認定がそろっているところもあれば、片方しかない場合もあります。先ほどもお話ししたように、若手や中堅の人も支援するためには、総合認定がすごく有効なんです。

総合認定が今の数ではちょっと私は足りないと思いますので、それを増やすという提案もどこかに明記していただければと思います。

【根立会長】 ほかにございますか。

近藤さん。

【近藤代理】 今回の野川先生の御意見に補足的な話なんですけど、例えば総合認定、あるいはもうちょっとたったら総合認定の保持者に認定されるかなというようなレベルの人

たちでも、よりいい楽器を使ってもいいんじゃないですかと思うんですよね。

だから、必ずしも現行の総合認定の保持者の団体に対する補助金の枠で物を考えなくても、それ以外の、現行の文化財補助金以外の経済的な支援の方法を、ぜひ検討していただきたいと思います。

【根立会長】　　そろそろ時間が来ましたが、これ、来月さらに案文を出してもらって、ブラッシュアップということになるわけですね。

【篠田課長】　　今回の会議では、今日いただいた御意見を整理いたしまして、今たたき台でお示しさせていただいておりますけれども、それを修正を加えまして、さらに御議論を深めていただきたいというふうに思いますし、また、今回初めて御議論いただきましたので、今日の会議で御発言が漏れていたということがありましたら、メール等で御意見いただければ、その点についても反映させて、次の回に御議論いただければと思います。

【根立会長】　　ということだそうですので、皆様よろしくお願いします。

ということで、そろそろ予定の時刻となりました。ちょっと過ぎていますが、閉会とさせていただきます。

事務局から次回日程などの事務連絡についてお願いいたします。

【山川補佐】　　今回の第8回会議は5月24日、火曜日の10時からとなっております。

今、篠田から申しあげましたように、会議の場では意見を十分に言えなかったなど、何かお気づきの点がございましたら、事務局までメール等で御連絡いただければと思います。

以上です。

【根立会長】　　本日も長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。これにて閉会いたします。

— 了 —